

【アメリカ】同性婚に関する2つの合衆国最高裁判決

海外立法情報課 井樋 三枝子

* 2013年6月26日、最高裁は連邦法上、婚姻を異性間に限定する旨の婚姻防衛法第3条(1 USC 7)を、違憲と判断した(US v Windsor)。また、同性婚を禁止するカリフォルニア州憲法修正州民発議「プロポジション 8」を合衆国憲法違反とした連邦控訴裁の判決の最高裁への裁量上訴については、上訴人に訴訟適格がないとし、訴えを却下した(Hollingsworth v Perry)。

1 婚姻防衛法違憲判決

2013年6月26日、最高裁は、婚姻を1名の男性と1名の女性とによる法的な結合と定義し、配偶者を夫婦である異性の相手と定義する婚姻防衛法(DOMA)第3条が、合衆国憲法第5修正から導かれる法の下での平等に反し、違憲と判断した。

この裁判は、同性の配偶者からの遺産相続にあたり、配偶者は免除となる連邦遺産税を課せられたニューヨーク州民が、税の返還を求めて提起した。原告と2009年に死亡した配偶者は、同性婚が合法化されているカナダにおいて、2007年に法的に有効な婚姻をしており、州は、その婚姻を「コモンロー上の礼讓」として承認していた(アメリカにおいて、婚姻は州の管轄事項である。なおニューヨーク州において、同性婚が法制化されたのは、2011年6月である)。しかし、DOMAにより、連邦法では配偶者が異性に限定されるため、内国歳入庁は原告に連邦遺産税の配偶者免除を適用しなかった。

第1審判決前の2011年2月、エリック・ホルダー(Eric Holder)司法長官は、オバマ大統領の意向により、現在、連邦政府が当事者となっている訴訟では、今後DOMA第3条の合憲性を主張しないと発表した。これに対し、下院議長、下院多数党院内総務、下院少数党院内幹事等で構成される下院超党派法諮問会議(BLAG)は、下院法律顧問局(OGC)に対し、この事件を含め、司法省が争わないと発表したDOMAに関するいくつかの事件への訴訟参加を指示した。第1審は原告が勝訴、DOMAは合衆国憲法第5修正違反とされた(833 F. Supp. 2d 394(S.D.N.Y. 2010))。連邦控訴裁は、連邦地裁判決を支持した(699 F.3d 169(2d Cir. 2012))。

最高裁は違憲判決の理由として、DOMAは、州法上の婚姻の一部を区別して不平等に取り扱っており、州によって婚姻と認められているものを連邦が否定し、その価値を損なっていること、DOMAのため、同性婚当事者は、健康保険、破産法、税法等、様々な領域で不利益があること、同性婚家庭の子を、他の家族と区別し貶めていること等を挙げた。

オバマ大統領は、同性婚を禁止する州への、この判決が与える影響について意見を求められ、同性婚を認める州で婚姻した者は、同性婚を禁じる州でも、婚姻している者と同じ連邦法上の恩恵を得るべきだと応じた。一方、DOMAの合憲性について訴訟

参加を指示した連邦議会下院のジョン・バイナー（John Boehner）議長は、オバマ大統領が、2011年にDOMAの合憲性を訴訟で主張しない旨を司法長官に発表させたことを引き、訴訟参加の理由を、法律の合憲性は、大統領ではなく裁判所が判断すべきであるためとし、以後は、各州が法律で婚姻を男女の結合と定義することを望むと述べた。

2 カリフォルニア州プロポジション 8

カリフォルニア州では、同性婚の推進運動、反対運動がともに活発で、両者は長く対立し、様々な訴訟や立法が行われ複雑な経緯をたどっていた。同性婚を禁止する州家族法典の改正（2000年3月）が、2008年5月に、州最高裁により違憲とされた（*In re Marriage Cases*, 43 Cal.4th 757 (2008)）。以後、州は同性の当事者に対し、婚姻許可証を発給するようになったが、同性婚反対派は、婚姻を異性間に限る州憲法修正州民発議「プロポジション 8」を提案し、同発議は、2008年11月に州民投票により成立した。同性婚推進派は、「プロポジション 8」が、合衆国憲法違反であるとして、州を相手取り、連邦裁に訴訟を提起した。2010年8月の第1審判決（*Perry v. Schwarzenegger*, 704 F. Supp. 2d 921 (N.D. Cal. 2010)）は、「プロポジション 8」が合衆国憲法第14修正のデュープロセス及び法の下での平等に反し違憲であるとした。州側は判決を受け入れ、控訴を断念したため、控訴による訴訟の継続を望んだ「プロポジション 8」の発議提案者団体等が、被告としての訴訟参加を連邦控訴裁に対して求めた。連邦控訴裁は、訴訟参加の問題について州最高裁に対し判断を求め、州最高裁がそれを容認したため、控訴審が継続された。控訴審判決（671 F.3d 1052 (9th Cir.)）は、第1審判決を支持した。発議提案者団体は、最高裁に裁量上訴し、受理されたが、最高裁は、発議提案者団体には合衆国憲法第3編に定める当事者適格がないとして、最終的に訴えを却下した。これにより、第1審判決が確定することとなった。

この結果、同性婚を禁止する州憲法修正である「プロポジション 8」は、違憲となったが、「プロポジション 8」自体について、最高裁は判断を一切行わなかったため、この判決は先例とはならず、同性婚を禁ずる他州に対しても、直接、影響を及ぼすものとはならなかった。

参考文献(インターネット情報は2013年7月17日現在である。)

- Steven T. Dennis, “Defense of Marriage Act Overturned; Prop 8 Falls,” *Roll Call*, Jun. 26, 2013. <http://www.rollcall.com/news/defense_of_marriage_act_overturned_prop_8_falls-225940-1.html>
- カリフォルニア州の同性婚に関する一連の立法と訴訟の詳細は、Robert Crown Law Library, *Stanford Law School California’s Proposition 8 in Federal Court: Key Timeline Leading to Hollingsworth v. Perry*. <http://liblog.law.stanford.edu/wp-content/uploads/2012/08/Hollingsworth-v.-Perry-Cert-Petition_Prop-8-Timeline.pdf>; 井樋三枝子「【アメリカ】カリフォルニア州最高裁同性婚容認」『外国の立法』236-1号, 2008.7. <<http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1000234>>; 同「【アメリカ】カリフォルニア州最高裁の同性婚非合法化判決」『外国の立法』240-1号, 2009.7. <<http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1000070>>; 同「【アメリカ】カリフォルニア州憲法同性婚禁止条項に関する違憲訴訟」『外国の立法』250-1号, 2012.1. <<http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/3382151>>を参照。